

高齢社会における農村住宅の研究 －農村住宅のバリアフリー化と地域施設の利用－

主査 上田 博之^{*1}

委員 富樫 穎^{*2}, 鈴木 哲夫^{*3}, 藤本 尚久^{*4}, 秋山 智久^{*5}

本研究は、高齢化率が高いにもかかわらず、バリアフリー化の進んでいない農村部の住居について、今後の住居のあり方を提案することを目的としている。本研究では、以下のことを明らかにした。①農村住宅には、容易に取り除くことが可能なバリアと、住文化・住様式と密接に関係し容易に取り除けない、あるいは取り除くべきでないバリアが存在すること、②一般に続き間と呼ばれる連続した座敷は、日常的な使用はほとんどない。さらに、その他の室とは連続した室である必要性や利用形態となっていないこと、③稽古事・習い事に対する要求は高く、特に住宅で稽古事・習い事をしたいという要望が高いこと、である。その上で今後の住居の考え方を提案した。

キーワード：1) 高齢社会, 2) 伝統的農村住宅, 3) バリアフリー化,
4) 住宅の地域施設の利用, 5) バリアコントロール

STUDY ON THE TRADITIONAL DWELLINGS IN RURAL AREA AT ELDERLY SOCIETY －Barrier-Free And Making Use As Community Institution Of The Traditional Dwellings in Rural Area－

Ch. Hiroyuki Ueda

Mem. Satoshi Togashi, Tetsuo Suzuki, Naohisa Fujimoto and Tomohisa Akiyama

The purpose of this study is suggesting circumstances of the dwellings in rural area at elderly society. Results are as follows. 1) There are the barrier which is removed easily and a barrier which isn't (or should not be) removed easily in order to be closely related to culture of dwellings. 2) Generally, in the connected rooms called "tuduki-ma", there isn't daily use almost, and it isn't necessary to be connected with other rooms. 3) A demand for learning in a house is high.

1. はじめに

我が国では、高齢者比率が17.9% (2001.9.15日現在、総務省推計) となり、今後も高くなる見込みである^{*1)}。建築・都市計画分野においては、この高齢化への対策としてバリアフリーの研究が最近盛んに行われている。本研究で課題とする住宅のバリアフリー化や高齢者対応の住宅改修についても研究が進んでいる。しかし、それらの研究は都市型住宅に対する研究がほとんどである。これまでの都市型住宅には多くのバリアが存在し、高齢者にとって問題となっていたが、改善が徐々に進んできている。しかし、農村部の高齢化は都市部の高齢化に比べ深刻であるにもかかわらず、農村住宅のバリアフリー化はほとんど進んでいない。未だに伝統的住宅が多く残るところも少なくなく、また、新築住宅をみても、その伝統の継続を強く意識した住宅が多く、都市型の住宅は受け入れられていないところが多い。そして、これらの伝統的農村住宅には、上り框の高いこと、土間と上げ

床部分の混在、便所・浴室が別棟であることなど、都市型住宅に比べて非常に多くのバリアが存在している。これらのことから、伝統的農村住宅は高齢者対応住宅とする必要に迫られている、といえる。それにもかかわらず、バリアフリー化の研究は都市部の住宅に比べ進んでいないのが現状である。

また、農村部では住宅・集落が散在することも多く、都市部に比べ地域施設の配置が難しい。特に山間部では、その傾向は著しい。自治体が地域施設を設置しても、その施設までの距離が遠く十分に利用できない地区が生じることまれではない。特に体力、下肢機能が低下した高齢者は日常的な利用が難しい場合が多い。そのため、現在でも、住宅が集会機能を有していたり、稽古事・習い事を行う余暇施設として利用されることが多い。このような点からも、伝統的農村住宅の続き間が有効に機能しているということができ、住宅の更新の際に伝統性を継承した平面構成となる事が多い。稽古事・習い事は、長

^{*1} 大阪市立大学大学院生活科学研究科 講師

^{*2} 一般建築事務所 Unit 兼 代表

^{*3} 第一福祉大学 教授 (当時、大阪市立大学大学院 教授)

^{*4} 大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授

^{*5} 美作女子大学生活科学部 教授

寿社会において、高齢者が生き生きと生活するために有効な役割を果たしており、稽古事・習い事を行う高齢者は増加の傾向にある^{※2)}。

本研究では、このような状況にある農村部の住宅について、伝統性を継承しつつバリアを減じる方法を提案することを第一目的としている。第二の目的としては、住宅を余暇施設として利用している現状を、高齢社会における農村部住宅の機能として、今後の住宅のあり方を提案することである。

2. 研究の方法

研究は、以下の手順で行っている。

農村部の住宅は、その平面構成、建築構法、生活様式などの点で、伝統が継承されたものが多い、といえる。つまり、構法上からくる段差の多さ、和室の続き間などが、特徴とされる。本研究では、高齢者に対応した農村型住宅改修を提案するため、その構法上の問題点、平面構成の継承・変容、因習をはじめとするものの考え方、などを明らかにした上で、その住宅改修の方法を検討する。

研究は、兵庫県篠山市今田地区（以下今田地区）を対象地域とした。今田地区には丹波型の伝統的農村住宅^{※3)}が今なお多く残り、その一方で新築活動が盛んで、伝統的農村住宅が再生産されている。篠山市の高齢者人口比率は2000年3月現在23.7%に達しており、今田地区は、篠山市内でも高齢化率の高い地区である。

調査は、アンケート調査と実測・インタビュー調査によって行っている。

アンケート調査は、地域内の農村住宅の概要を把握するため、住宅内でのバリアの実態、住宅の改修要望箇所などについて行い（以下「アンケート調査1」とする）、住宅の地域施設の利用の実態及び意向などについて行った（以下「アンケート調査2」とする）。

アンケート調査1は、ほぼ全戸を対象に郵送による配布回収を行った。配布数950票、回収数232票（回収率24.4%）となっている。さらに比較対照のため、今田地区を除く篠山市全域の農村部で、電話帳を元に無作為抽出した983戸に郵送による配布、383票の郵送による回収を得（回収率39.0%）、今田地区でのアンケートとほぼ同様の集計結果となっている^{※4)}。

アンケート調査2は、成人女性を対象に、電話帳を元に無作為抽出・郵送による配布回収を行った。配布数300票、回収数は130票（回収率43.3%）である。都市部との比較のために、以前三田ニュータウン（兵庫県三田市）で行った同様の調査の結果のデータも用いている^{※5)}。

実測・インタビュー調査（以下「現地調査」とする）は、以下の2つの目的で行った。一つは上記のアンケートを元に、平面構成と対照しながら、詳細な事例調査を行うためであり、もう一つは住宅の改修方法について、技術

的対応方法を検討するためである。調査事例数は、46戸である。

3. 調査対象住宅の現状

今田地区の伝統的住宅は、前述したように整形四間取りの平面を有する（図3-1）。伝統的住宅の特徴としては、上り框の高さが450～620mmあること、台所が土間にあり、便所、浴室が別棟や土間にあること、などがあげられる^{※6)}（表3-1）。また、図3-2、図3-3のように伝統的住宅の平面構成を継承したものも多く、上り框の高さは若干低くなるが、浴室、便所が別棟であるものも存在する^{※7)}（表3-2、以下同様に「伝統継承住宅」とする）。近年、nLDK型など伝統を継承しない住宅^{※8)}（以下同様に「非伝統的住宅」、表3-3）も、建設されているが、その数は少ない。アンケート調査1からも、今田地区では、伝統的住宅が占める割合が高い、といえる（図3-4）。今田地区の住宅は、既に改修したものも多く、伝統的住宅

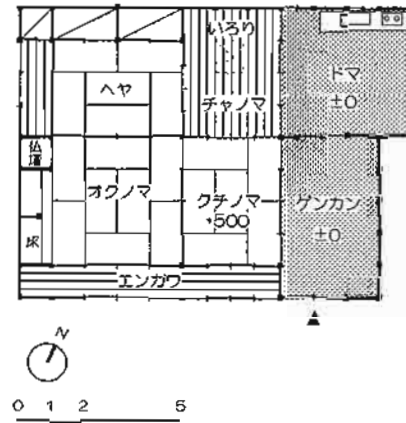


図3-1 伝統的住宅平面図例

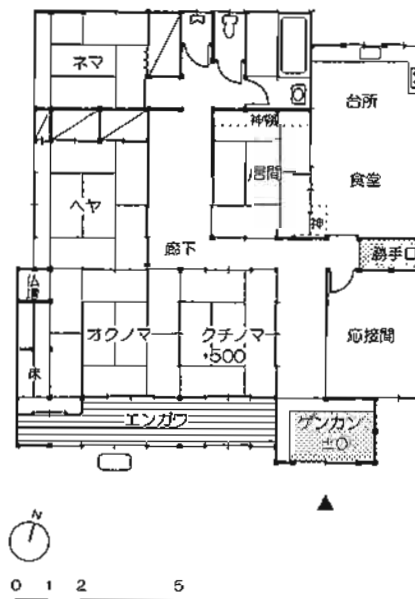


図3-2 伝統継承住宅平面図例（中廊下型タイプA）

表 3-1 伝統的住宅の現状 (注 9)

No.	築年数 (年)	玄関上り框(式台等) の高さ(mm)	土間の状況	台所床レベ ル(mm)	便所	風呂	和室 続き間	平面構成	家族類型	第一世代 の年齢	第一世代と第 二世代の母屋 での間・別
T-1	120	480 (360+120)	無(改造・20年前)	350	屋内・土間	屋内	有	四間取り	単世代	78	
T-2	50	450 (250+200)	無(改造・4年前)	他室と同	屋内	屋内	有	四間取り	三世代	78	同棟
T-3	50	570 (430+140)	有(一部改造・40年前)	370	屋内・土間	屋内	有	四間取り	三世代	90	同棟
T-4	55	450 (330+120)	無	150	屋外・別棟	屋内	有	四間取り	三世代	90	別棟
T-5	130	620	有(一部改造・35年前)	320	屋内・土間	屋内・土間	有	六間取り	三世代	77	別棟
T-6	90	470	有(一部改造・35年前)	160	屋外・別棟	屋外・別棟	有	四間取り	単世代	72	
T-7	70	460	有(一部改造・30年前)	350	屋内	屋内	有	四間取り	三世代	78	同棟
T-8	120	620 (400+120)	有(一部改造・20年前)	他室と同	屋内・土間	屋内・土間	有	六間取り	三世代	77	別棟
T-9	300	590	有(一部改造)	330	屋外・別棟	屋内	有	六間取り	単世代	77	
T-10	300	530 (370+160)	有(一部改造)	60(土間)	屋内・土間	屋内・土間	有	四間取り	三世代	66	別棟
T-11	65	370 (250+120)	無	他室+180	屋内・屋外	屋内	有	四間取り	三世代	69	別棟
T-12	28	500 (310+190)	無	他室と同	屋内	屋内	有	四間取り	単世代	70	
T-13	40	590	有(一部改造)	0(土間)	屋外・別棟	屋内	有	四間取り	二世代	66	
T-14	120	620 (420+200)	有(一部改造・25年前)	150	屋内・土間	屋外・別棟	有	四間取り	単世代	77	
T-15	160	620 (420+200)	有(一部改造・30年前)	0(土間)	屋内	屋内・土間	有	六間取り	三世代	75	別棟
T-16	350	490	有(一部改造・50年前)	360	屋外・別棟	屋内	有	六間取り	三世代	81	別棟
T-17	120	550 (340+210)	有(一部改造・45年前)	250	屋内	屋内	有	四間取り	三世代	77	別棟
T-18	250	520 (380+140)	有(一部改造・24年前)	270	屋内	屋内・土間	有	六間取り	単世代	83	
T-19	250	500	有(一部改造・40年前)	350	屋外	屋内・土間	有	六間取り	単世代	73	
T-20	200	480 (270+210)	有(一部改造・30年前)	270	屋内	屋内	有	六間取り	三世代	72	別棟
T-21	43	530 (330+200)	有	他室と同	屋内	屋内	有	六間取り	単世代	73	
T-22	100	510 (370+140)	有(一部改造)	190	屋内・土間	屋内	有	六間取り	三世代	78	別棟
T-23	110	480 (370+110)	有(一部改造)	90	屋内・土間	屋内・土間	有	四間取り	三世代	74	別棟

表 3-2 伝統継承住宅の現状

No.	築年数 (年)	玄関上り框(式台等) の高さ(mm)	土間の状況	台所床レベ ル(mm)	便所	風呂	和室 続き間	平面構成	家族類型	第一世代 の年齢	第一世代と第 二世代の母屋 での間・別
S-1	4	450	有(応接室)	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	三世代	58	同棟
S-2	27	450	無	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	二世代	65	
S-3	1	590	無	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	三世代	69	同棟
S-4	16	450	無	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	三世代	70	同棟
S-5	15	450	無	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	三世代	77	同棟
S-6	15	500	有(展示場と通路)	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	二世代	40	
S-7	25	450	無	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	三世代	75	別棟
S-8	35	530	有(応接室)	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	単世代	56	
S-9	4	580 (210+370)	無	他室と同	屋内	屋内	有	四間取り	三世代	65	同棟
S-10	5	410 (230+180)	無	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	三世代	90	別棟
S-11	18	380 (190+190)	無	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	三世代	67	同棟
S-12	19	460 (270+190)	無	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	単世代	71	
S-13	6	500 (260+240)	無	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	三世代	83	同棟
S-14	5	480	無	他室と同	屋内	屋内	有	中廊下型	三世代	70	同棟
S-15	34	520	無	他室と同	屋内	屋内	有	その他	三世代	70	別棟

表 3-3 非伝統的住宅の現状

No.	築年数 (年)	玄関上り框(式台等) の高さ(mm)	土間の状況	台所床レベ ル(mm)	便所	風呂	和室 続き間	家族類型	第一世代 の年齢	第一世代と第 二世代の母屋 での間・別
N-1	10	330	有(勝手口・仕事場)	他室と同	屋内	屋内	無	二世代	43	
N-2	22	410	無	他室と同	屋内	屋内	無	三世代	83	同棟
N-3	3	250	有(仕事場・接客)	2階	屋内	屋内(2階)	無	三世代	89	同棟
N-4	11	450	無	他室と同	屋内	屋内	無	三世代	52	同棟
N-5	3	450	無	他室と同	屋内	屋内	無	二世代	57	
N-6	5	410	無	他室と同	屋内	屋内	無	二世代	55	
N-7	1	330	無	他室と同	屋内	屋内	無	単世代	60	
N-8	7	330	無	他室と同	屋内	屋内	無	二世代	65	

では約6割が改修を行っている(図3-5)。今田地区の住宅では、高齢者と同居する世帯が半数を占め(図3-7)、これらの改修は、高齢者との同居世帯では、住宅の改修

率が高い。とくに自立高齢者の同居家族がある場合は半数を超える(図3-6)。

これら的高齢者との同居の場合の改修は、高齢者の負担軽減を目的としたもので、高齢者の歩行困難になった時点、あるいは高齢者の独居・夫婦のみが母屋で就寝することになった場合が契機となるようである。

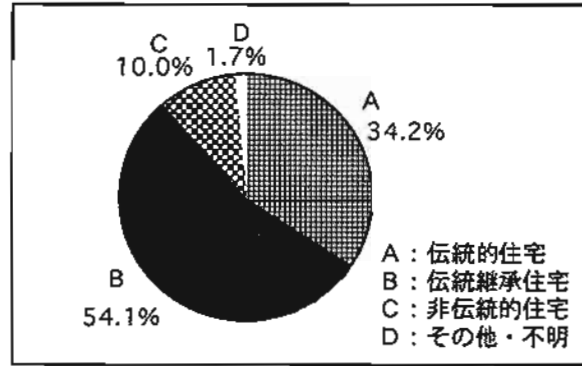
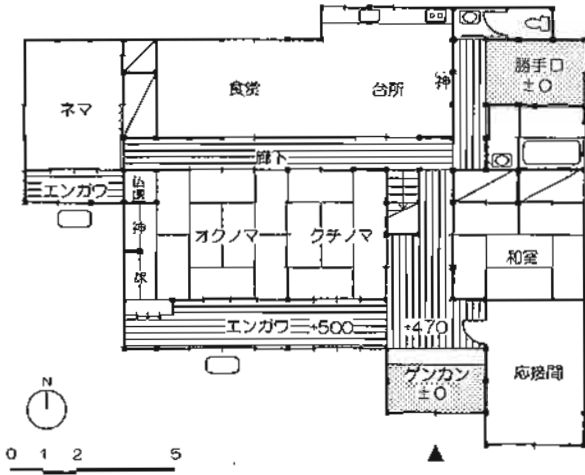


図3-3 伝統継承住宅平面図例(中廊下型タイプB)

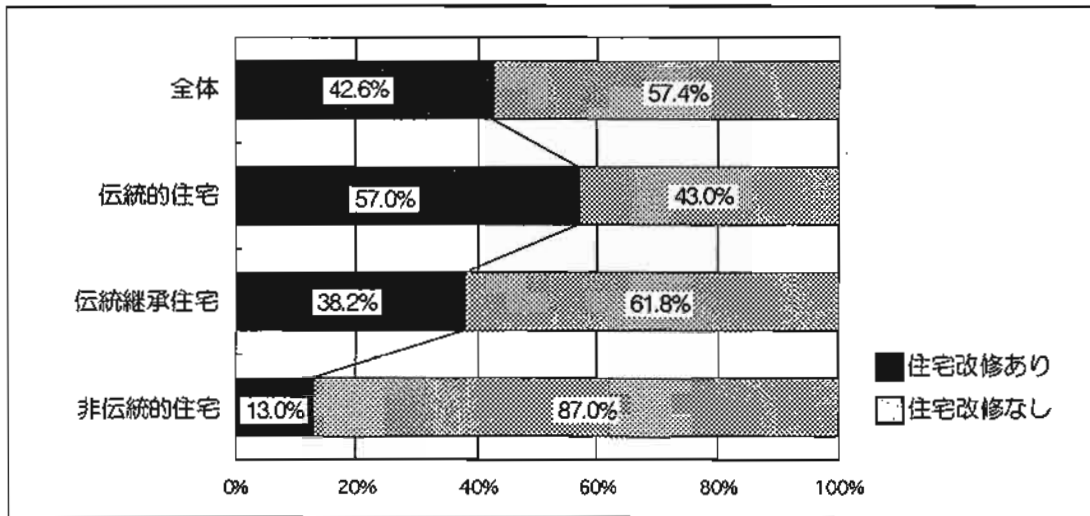


図3-5 改修箇所の有無

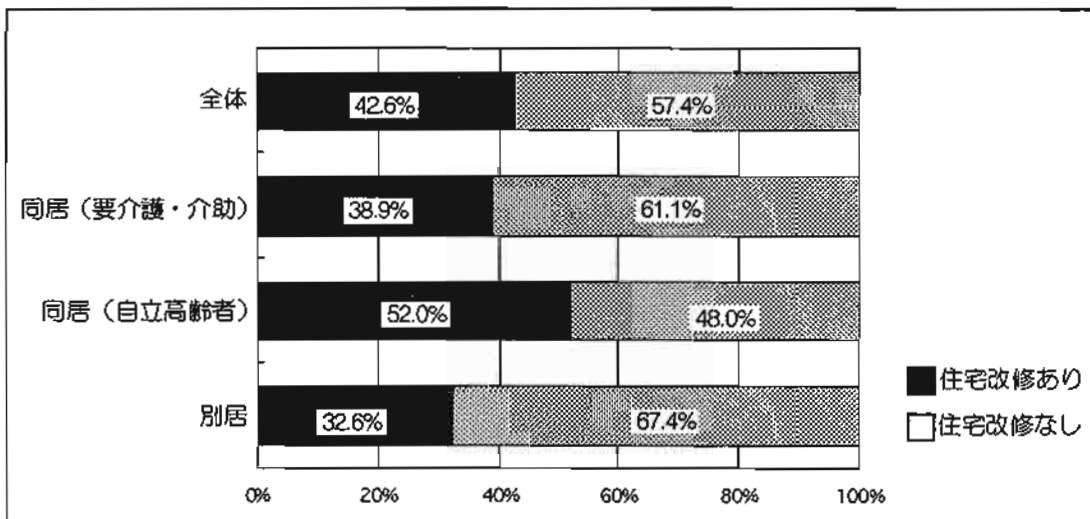


図3-6 高齢者との同居の状況

4. 伝統的住宅・伝統継承住宅の各部と高齢者の生活

伝統的住宅の各室は図3-1のように呼ばれており、伝統継承住宅では図3-2、図3-3のように呼ばれている。以下現地調査の知見を中心に、これらの空間の現状、使われ方と高齢者の生活について記す。

4.1 住宅へのアプローチ

アプローチは前庭と一体であり、地面はほとんど仕上げがなされず、土のままである。仕上げられている場合、飛び石が用いられる。自家用車を玄関前に駐車している場合、アプローチをモルタルの櫛引仕上げとするものもある。現地調査では、これらの仕上げが高齢者の事故につながったものが、極少数みられた。土のままの場合では雨天にできた凸凹で転倒、飛び石では石表面のすべりによる転倒・つまづき、モルタルでは、擦り傷などである。

土のままのであることから、自立歩行、介助歩行、車いすでの介助を問わず、歩行が困難になった高齢者の外出時の問題が介護者から、指摘されている。

4.2 玄関・土間

玄関ポーチは、地盤面から50mm程度の立ち上がりである。この50mmの段差も、モルタルがすりつけられていたり、大きな石一枚を敷いている程度で、内部の土間と屋外との段差はほとんどない。しかし、この段差がないことで、雨仕舞いや敷居の敷設に難があり、玄関の引き違い戸の敷居による段差が生じている。この部分はバリアとなるが、つまづき・転倒などは、ほとんど起こっていない。

土間は、古くは一部が台所となっており、屋内の農作業にも使われてきた。現在は土間で農作業をすることは少ない。台所の床上げなどで、土間面積は小さくなり、玄関が勝手口・裏口と直結していない。この玄関-土間-勝手口・裏口の動線は、床上げされた台所を介している。すなわち、かつて台所が土間であった時代と同じ動線になっており、玄関-クチノマの動線は今でもみられない。下駄箱も台所側に設置されている。

さらに、昭和40年代から土間の一部を床上げた室（多くは応接室と呼ばれている）の増設が盛んに行われている。当初は応接室の流行という理由によるものであったが、最近、この床上げた室の再改修や新たに増設する改修がみられ、それらは、後述するように高齢者の寝室への改修を目的とするものである。

4.3 上り框の高さ

伝統的住宅では、上り框の高さが450mmのものは、全国的にみて一般的な高さである。しかし、今田地区の最近の住宅では、700mmを越えるものまで建設されてお

り（2001年5月に建設中の住宅では高さ818mmの住宅が建設されている）、全体的に高い傾向にある。このように上り框の高さが高いのは、単に湿気の問題ではない。昔から庄屋の住宅では620mm以上が普通であり、今田地区の住民は、上り框が高いほど格式が高く、立派な住宅である、と考えている。この考え方は、若年層にまで浸透しており、住宅を新築する際に上り框の高さを高くする傾向にある。特に高齢者は、上り框を低くすることに相当な抵抗感がある。

この高い上り框の段差解消のため、式台を設けている場合も多い。また、踏み石、踏み台などを設置している場合もある。伝統的な住宅でみられる式台や踏み石は段差が問題となることがあるが、踏み台の場合は段差のみでなく踏み台自体が不安定である場合が多く危険である。幼児の転落などを含め事故はほとんど起こっていないが、対策が必要である、と思われる。

4.4 台所

台所は従来土間部分にあったが、30年ほど前から、土間に床を設けている。しかし、この床は土間から100～300mmの高さであり、台所と土間、台所と他の室との間に2つの段差を生じることになった。台所は土間にあるもので、床上にあるものではない、という考えが高齢者には根強く残っている。これは従来の台所は竈（へっついさん）が、その防火・構築上の問題から地面に直接設置されていたことからくる習慣的・因習的なもので、特別な理由があるわけではない。最近では、台所は床上（他の室と同じ床レベル）に設けられることが多くなってきている。これは高齢化による身体負担の軽減を理由としたもので、特に高齢者が家事を行う住宅にみられる傾向である。それまでの上げ床化が、生活改善の意味合いが強いのは異なる傾向である。

土間の一部であった頃は勝手口・裏口が台所にあった。床上げしたものでも、勝手口が設けられることが多い。

床レベルが低いことから、冷えなど身体的負担も問題である。

4.5 便所・浴室

元来、便所・浴室は屋外に別棟で設けられていた。約30年前から、屋内に設置され始めるが、設置は土間部分であることが多く、各室から一度土間に降りて使用することになる。土間部分や屋外にあることから、床上との段差以外にも、冷えなどが高齢者の身体的負担となっている。また、浴室では、入浴後、部屋に行くまでの間の寒さの問題が指摘され、便所・浴室の屋内化への改修の理由として最も多い。台所の上げ床化と同様、昔の改修は、屋内であっても、床上空間と土間を介して離れていたり、床高が異なっていたものが、最近の改修では、他

の室と同じ床高にすることが多い。特に介護が必要となった高齢者の場合、その傾向が顕著である。

4.6 床上空間

1) 和室全般

伝統的住宅では四つ間取りが多く、最近建設される住宅でも、2室以上の連続した和室があることが多い。伝統的住宅では、この四つ間が全て和室であることから、4室間には段差がない。現時点ではまだ洋室化は少ないが、一部を洋室化することで、段差が生じる場合もある。しかし、洋室化した事例でも、洋室の床を和室と同レベルにすることで段差をなくしており、問題はない。和室での畳による滑りなどの事故はほとんどないが、和室にカーペットを敷いている場合にその縁でつまづく、などの事故が起こっている。

2) 続き間の使用状況

伝統的住宅のマエ側の連続した2室（オクノマ・クチノマ）は家族が日常的な目的で使うことがほとんどない室である。伝統継承住宅もこのような2室以上の連続した和室を有している。

伝統的住宅のマエ側の連続した2室（オクノマ・クチノマ）の利用は、表4-1に示すように、日常的には、個別の部屋として接客に利用されているに過ぎず、続き間として使用することはほとんどない。続き間を一室として使用するのには、現在では、法事・弔事や正月などに使われているに過ぎない。一部ではあるが、稽古事・習い事を行っている場合もあり、この場合は一室として使用されることもある。このように使用頻度が低く、日常的に続き間を一室として利用されることはほとんどない。しかし、現地調査では、これらの室は必要である、とほぼ全員が答えている。それは、数年に一回の使用頻度であろうとも、その行事は重要なものであり、行事が行えない住宅は、住宅としての機能を満たさない、と考えていることによる。さらに、行事が行えない住宅を建設することは、近隣に対して、恥ずべき行為である、とまで考えている人が多い。これらの理由から、今田地区では、

非伝統的住宅が少ない、ともいえる。非伝統的住宅は、近年の他地域からの流入者の住宅がほとんどで、元々の居住者の場合は、分家などで行事を行う必要がない、などの条件に合致した場合にのみ建設されているに過ぎない。

高齢者が介護が必要となったときに、第2世代が離れから母屋に移るが、その場合でも、この続き間を寝室として使用することが皆無であることから、これらの続き間を重要視していることがわかる。

また、アンケート調査2から、稽古事・習い事をしている人の32.3%が、住宅で行われているものに参加している（図4-1）、ことがわかった。これは、比較対照にした三田ニュータウンでは約半数を占めていた（図4-2）。今田地区では、住宅内で稽古事・習い事を教えている人が少ないため、若干低くなっている。しかし、今後稽古事・習い事をしたいという人は多く、住宅内で教えている稽古事・習い事への期待が高い（図4-3）。その理由として、近隣にあるという利便性と専門的・本格的であるというイメージがある、ことがあげられる（表4-2）。特に高齢者には、この近隣にある、という利便性の要求が高い。このことから、農村部ではコミュニティセンターや公民館が遠く、高齢者では通いにくくなっている、ことが想像できる。現地調査の事例では、この稽古事・習い事に続き間が使用されており、今後の続き間の使用方法の一つである、といえる。

3) 居間・食事室

居間・食事室は、図3-1のチャノマと呼ばれる部分である。ここは、居住者の日中の居場所である。クチノマと連続しているが、この間の間仕切り（襖あるいは板戸）はほとんど閉まっている。また、クチノマとの間の間仕切りの上部に神棚があることから、下を通ることも少ない。また、後述するようにネマとの連続も平面構成上からくるもので、積極的に連続した室として使用している、とはいえない。つまり、クチノマとの間仕切りはほとんど壁と同様であり、ネマとの間仕切りもプランの制約から使用しているに過ぎない。つまり、チャノマはプラン上では、他の室とつながっているが、その使われ方とし

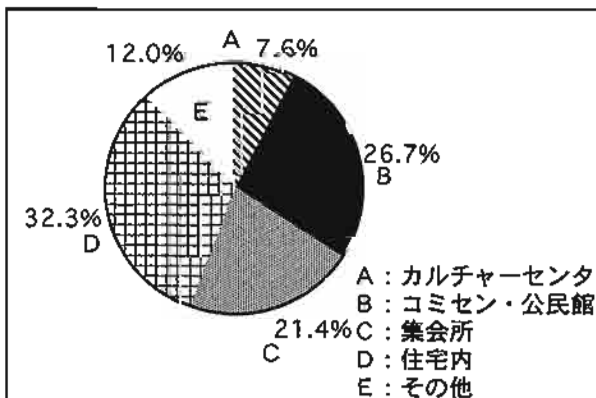


図4-1 現在稽古事・習い事をしている施設（今田地区）

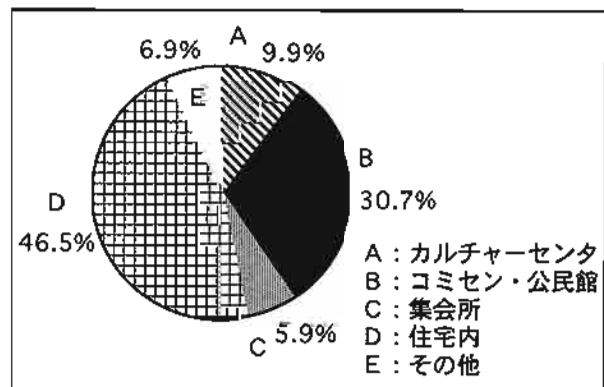


図4-2 現在稽古事・習い事をしている施設（三田N.T.）

表4-1 続き間(オクノマ・クチノマ)の使用状況

形式	No.	日常	非日常	
			年中行事	人生行事
伝統的住宅	T-1	クチノマ：稽古事／主人の書道 オクノマ：接客	オクノマ：正月・盆に食事で使用 する	法事：H9に続き間を使用、初七日 から三十三回忌まで全て行う
	T-2	使用しない	下の間：正月や盆に宿泊で使用 する	法事：H13に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	T-3	子供が遊ぶ、昼寝 オクノマ：接客	続き間：人数次第で正月の時に使 用する(カミシモ無し)	法事：H10に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	T-4	クチノマ：以前は事務所、現在は 使用しない オクノマ：使用しない	続き間：人数次第で盆の時に使用 する	法事：H12に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	T-5	オクノマ：正式な客の接客	オクノマ：正月・盆に食事 に使用 ナカノマ・クチノマ：客人の宿泊	法事：H12に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	T-6	クチノマ：稽古事／奥さんの編物 教室(月2回) オクノマ：接客、主人が昼寝	オクノマ：正月・盆に食事 に使用	法事：H12に続き間を使用、初七日 から百回忌まで全て行う
	T-7	クチノマ：洗濯ものをたたむな どの家事 オクノマ：特に親類の接客	クチノマ・チャノマ：正月 オクノマ・クチノマ：盆	法事：H11に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	T-8	子供が遊ぶ オクノマ：重要な客の接客 クチノマ：簡単な接客	昔は続き間で食事や宿泊、今は使 用しない	法事：H9に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	T-9	オクノマ：接客	使用しない	法事：H10に続き間を使用、初七日 から百回忌まで全て行う
	T-10	クチノマ：接客	使用しない	法事：H11に続き間を使用、初七日 から百回忌まで全て行う
	T-11	オクノマ：正式な客の接客	クチノマ：人数が多くなるとオク ノマも使用する正月の方が多い	人生行事は全て本家でやっている 続き間は何も使用されていない
	T-12	クチノマ：家族が昼寝、奥さんが 居間でできないアイロン・家事、 稽古事／ピアノ オクノマ：正式な客の接客	使用しない	法事：H11に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	T-13	オクノマ：接客(食事をする場 合)	使用しない	人生行事は全て本家でやっている 続き間は何も使用されていない
	T-14	使用しない	クチノマ・チャノマ：正月と盆は 部屋を繋げて食事をする	法事：H12に続き間を使用、初七日 から百回忌まで全て行う
	T-15	オクノマ：正式な客の接客	使用しない	法事：H11に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	T-16	オクノマ：接客	昔は続き間で食事、今は使用しな い	法事：H11に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
伝統継承住宅	S-1	オクノマ：接客	オクノマ：正月・盆に食事 に使用	法事：H9に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	S-2	クチノマ：接客	昔はクチノマを使用(多くなると オクノマ)	法事：H13に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	S-3	オクノマ：親戚の接客	使用しない	法事：H12に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	S-4	オクノマ：重要な客の接客 クチノマ：親戚、親しい人の接客	クチノマ：盆の時に数が多くな ると使用	法事：H8に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	S-5	オクノマ・クチノマ：陶芸作品を 展示、接客	使用しない、正月や盆は実家に帰 る	人生行事は全て本家でやっている 続き間は何も使用されていない
	S-6	オクノマ・クチノマ：陶芸を展示 オクノマ：接客 クチノマ：主人の休憩	使用しない、正月や盆は実家に帰 る	法事：H10に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	S-7	子供が遊ぶ オクノマ：正式な客の接客	使用しない	法事：H13に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	S-8	子供が遊ぶ オクノマ：正式な客の接客	オクノマ：孫の初節句で使用、正 月や盆は使用しない	法事：H5に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
	S-9	子供が遊ぶ(孫が来た時) クチノマ：正式な客の接客・食事 を伴う接客	続き間：正月や盆に食事 で使用	法事：H9に続き間を使用、初七日 から五十回忌まで全て行う
非伝統的住宅	N-1		続き間なし	
	N-2		続き間なし	
	N-3		続き間なし	
	N-4		続き間なし	
	N-5		続き間なし	
	N-6	クチノマ：主人が就寝 オクノマ：目上の人の接客	続き間：正月・盆の飲み会 で使用	法事：H11に続き間を使用、初七日 から十七回忌まで全て行い後は五十 回忌を行う
	N-7		続き間なし	
	N-8		続き間なし	
	N-9		続き間なし	

表 4-2 稽古事・習い事をしたい施設と選択理由（今田地区）

選択理由	施設							計
	カルチャーセンタ	コミセン・公民館	集会所	住宅内	職場	その他	施設を問わない	
専門的・本格的	1.0%	4.2%	0%	14.0%	0%	0%	2.8%	22.0%
有名な先生	1.5%	0.1%	0%	2.4%	0%	0%	0%	4.0%
良い施設	5.4%	8.3%	0%	2.0%	0%	0%	0%	15.7%
利便性	4.2%	8.5%	2.5%	9.7%	0%	0%	0%	24.9%
時間帯	6.5%	14.5%	4.0%	4.3%	0%	3.5%	0%	32.8%
その他（低料金）	0%	0.6%	0%	0%	0%	0%	0%	0.6%
計	18.6%	36.2%	6.5%	32.4%	0.0%	3.5%	2.8%	100%

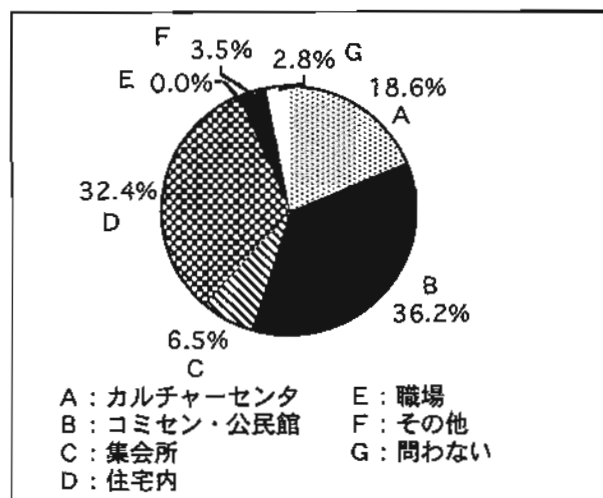


図 4-3 稽古事・習い事をしたい施設（今田地区）

では、独立室の様相が強いの、ということである。このことは、伝統継承住宅では、居間・食事室（あるいは台所）が、ほぼ独立した室となることが多くなることと合致し、独立室となっても生活上の支障はない。

高齢居住者が家事を行う場合に、居間・食事室・台所を一体化する改修が増加している。

4) 寝室

伝統住宅に居住する3世代の内、第1世代（多くは高齢者）の寝室はネマと呼ばれる部分であり、第2世代、第3世代は別棟に寝室部分のみを設けて、独立就寝している。ネマと、ネマに連続するオクノマとの間の間仕切りは、居間・食事室とクチノマとの間の間仕切りと同様にほとんど開けられることはない。また、居間・食事室との間も、出入りのために仕方なく利用しているという感じであり、プライバシーの点からも独立性を高めたい、という要求がある。このプライバシーは、ネマのプライバシー性を高める、というより、居間・食事室でのプライバシー性を高める、という方が強い。つまり、居間・食事室で第2世代、第3世代が話す内容が、寝室で就寝する第1世代に聞こえるということを気にしているのである。

第1世代の高齢者が家事が困難になったときに、第2世代が介護を行うことになるが、その場合は、第2世代がこのネマで就寝し、高齢者は土間や、ネマのウラ手側

に室を増築し、就寝する。ネマで就寝するものが、家長である、という意識が強く、必ずしも高齢者の居住性を考えた居室の変更ではない。特にウラ手に増築する場合は、居住環境は悪化している、といわざるを得ない。高齢者の寝室を洋室化することは、アンケート調査1でもほとんどみられず、現在のところ少ない。

4.7 縁側

伝統的住宅では、マエの2室（オクノマ・クチノマ）の前面に縁側がある。伝統継承住宅でも、同様にマエの2室の前面に縁側が設けられている。この縁側の床は板張りであり、和室と畳の厚さ分の段差がある。この段差はつまづきの原因となるものである。しかし、この縁側は、葬式、婚礼などの際に、畳が敷かれ、マエの2室と連続して使用される。葬式では、この縁側に焼香台が置かれる。縁側から庭へは、上り框と同じ高さがあり、踏み石が置かれている。大きな段差であり、大事にいたる転落はないが、転落事故は極少数起こっている。

5. 住宅改修の状況と要望

居住高齢者の同居に伴う具体的改修事例をもとに説明する。また、今後の改修の要望についても述べる。

5.1 事例1 (T-7)

この住宅は、築70年程度といわれている住宅であり、昭和40年代後半に土間部分を上げ床（150mm）し、応接室と台所を設けている。このような改修は、当時今田地区でも積極的に行われたようであり、現存する住宅も多い。居住者は、78才の女性と57才、54才の息子夫婦、孫2人（29才男性、26才男性）の同居である。

3年前まで、78才の女性のみが母屋で就寝し、他の家族は離れで就寝していたが、3年前くらいから、加齢により歩行が困難となり、屋外では車いすでの移動が必要になった。住宅内部では、介助者が支えて歩行している。そのため息子夫婦が母屋（ネマ）で就寝し、介護するようになり、高齢者は応接室を改修し、就寝している。床レベルは応接室のままである。その際に台所を再度改修し、浴室、便所を屋内に設置した。床レベルは350mm

としている。住宅の元の部分（四間部分）の床レベルが460mmであることから、改修時期の違いにより、3つの床のレベルが生じている（図5-1）。

主な介護者である息子の妻は、この3つのレベル差に負担を感じているが、高齢者の寝室が移ったことで、通院などの際の車いすによる移動が格段に楽になった、と感じている。しかし、150mmの段差も一人では、不安を感じている、とのことである。

このような高齢者の居室を土間部分に上げ床した室に移す事例は、現地調査でも4件みられている。

5.2 事例2 (T-2, 図5-2)

この住宅は約50年前に建設された。建設当初は整形四間であったが、4年前に改修している。改修の目的は、第1世代が高齢となり、家事が負担となりだしたため、その負担の軽減にある。居住者は、第一世代（男78才と女76才）、60才、57才の息子夫婦、孫2人（27才女、24才男性）の同居である。第一世代夫婦以外は別棟で就寝のみを行っている。就寝以外は母屋で生活する。すべての床高を同じにし、移動時の身体負担を軽減している。また、高齢者が病気等で看病が必要になることを考え、元々チャノマであったところに、就寝可能な空間を設けている。

5.3. 住宅改修の要望

アンケート調査1では、既に改修した箇所としては、台所、浴室・洗面所、便所が大半を占め（図5-3）、改修要望箇所では、便所、浴室・洗面所、台所となっている（図5-4）。これら水廻りの改修・改修要望が多いことは、築年数のたった都市部の住宅の場合も同様であり、きわだった傾向があるとはいえない。しかし、これらの改修理由・改修要望理由では、老朽化や生活スタイルの変化のためという理由が少ないのに対し、水廻りが、土間部

分や屋外にあることから、床上との段差や冷えなど高齢者の身体的負担軽減ためという理由が、回答として多くなっていることは、特徴的である、といえる。また、既に改修した箇所と高齢者の同居・別居との関係として、自立高齢者の便所、台所、玄関の改修が多いことと、室の洋室化が若干増えることがあげられる（図5-5）。これは前記事例2での説明とも合致し、身体負担軽減がその理由である。しかし、一方で、要介護高齢者との同居では、全体に改修も少なくなり、事例1のような応接室の改修など既存の室の改修や、介護者が夜間に移動するためのための階段の改修などが多くなる傾向にある。つまり、自立している間に改修し、介護が必要になった後で対応するのではないことがわかる。

6. おわりに—高齢社会における農村住宅の考え方

6.1 バリアの解消と住宅改善の考え方

これまで述べてのように、伝統的住宅では元々は土間と床上という大きな段差が一つあるのみで、後は床上に段差がなかった。これは、いくつもの段差がある都市型住宅と大きく異なり、床上での生活が身体的には負担が少なかったといえる。しかし、約30年前から改修されてきた伝統的住宅や伝統継承住宅には、洋室化に伴う段差、台所の床上げに伴う段差など、問題となる箇所が増えてきている。しかし、これらのバリアも技術的に解消することは可能である。一方で、バリア自体がその地区に住まう高齢者の精神的な充足となっているものもあり、農村部独特の生活習慣や因習が建築上の物理的バリアとなってあらわれているものもある。これらのバリアは技術面からだけでは解消することはできず、解消すべきでないものさえある、といえる。つまり、単純にバリアを解消しても良いものと、解消をしない方が良いものとに分けて考える必要がある、ということであり、バリアも含みながら、高齢社会に対応する農村住宅を検討する必要がある、ということである。

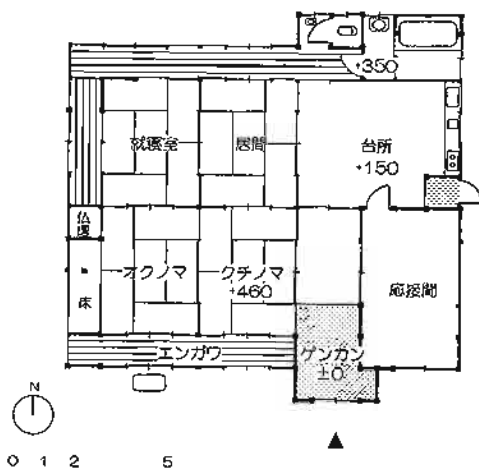


図5-1 T-7住宅平面図

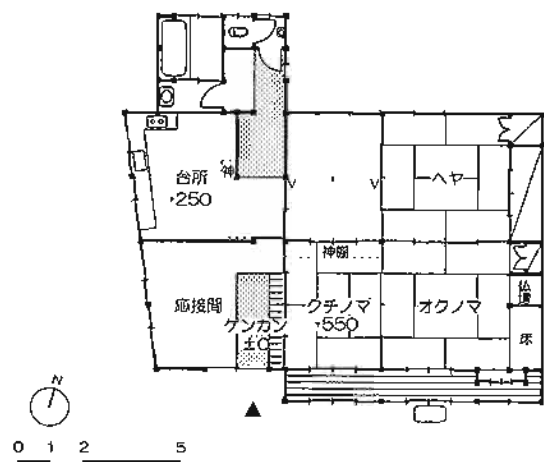


図5-2 T-2住宅平面図

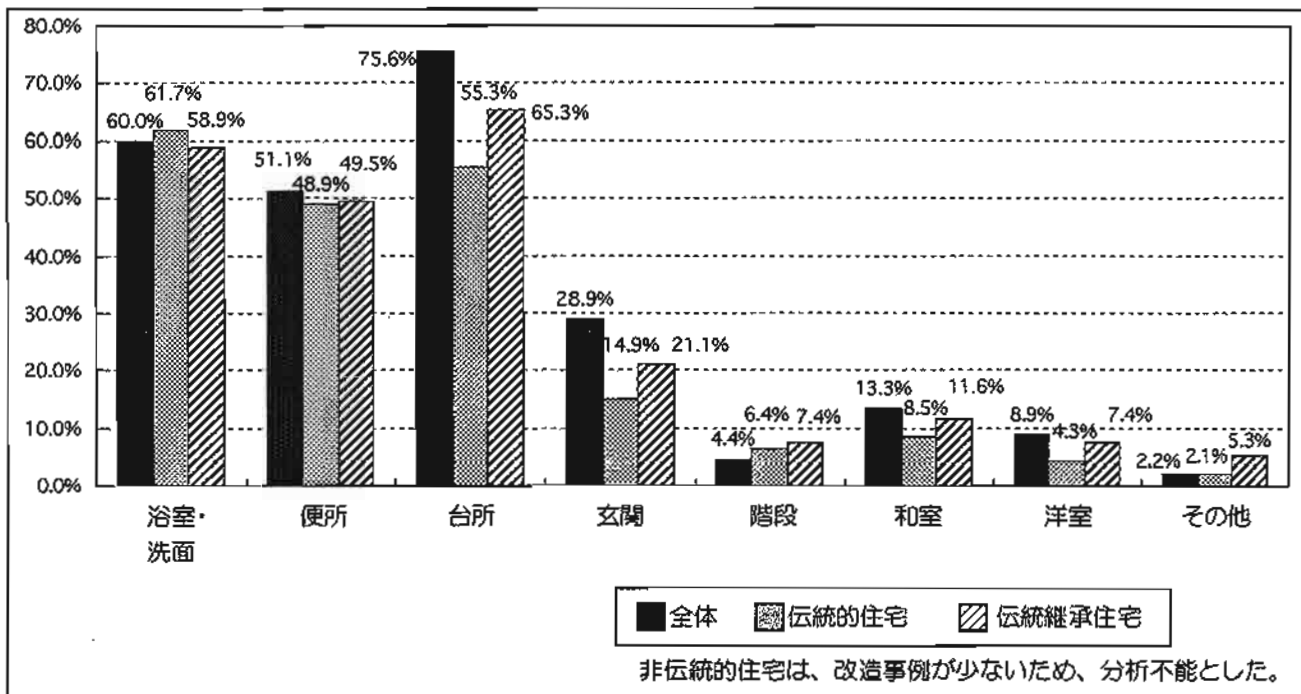


図 5-3 既に改修した箇所

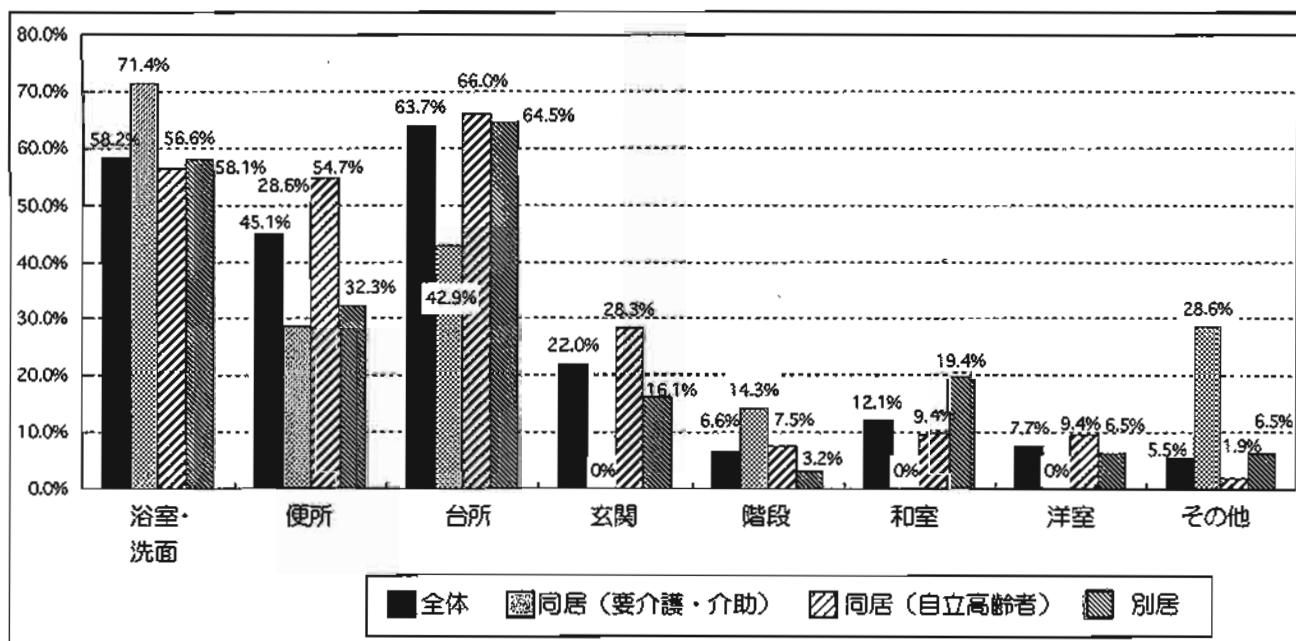


図 5-4 高齢者の同・別居と住宅改修

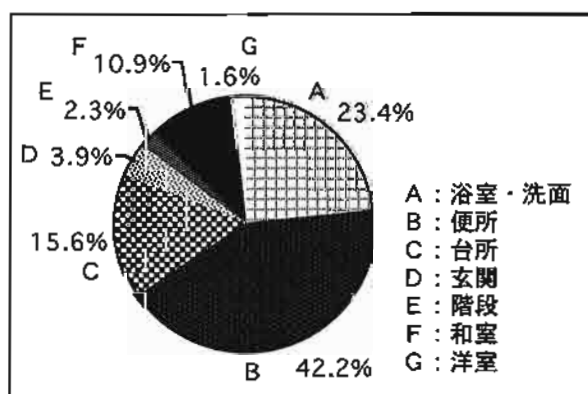


図 5-5 改修要望箇所

これらの視点から、解消すべきバリア、改善すべき平面構成、技術面のみでは解消できないバリア、について検討していく。

6.2 解消すべきバリア

安全上、高齢者への身体的負担の軽減といった観点から、解消すべきバリアは、以下のようなものである。

①住宅へのアプローチの仕上げ

すべりにくく、雨などで容易に凸凹しない仕上げとすることは勿論、転倒時に表面で擦り傷などが起こりにくいような仕上げとする。

②玄関引き戸の段差解消

玄関・土間の床が屋外と段差が少ないのは、身体的に負担が少なく、今後も継承すべきである。しかし、それ故に生じる引き戸の敷居が高くなる点については、敷居を埋め込むなどの対応が必要である。

③台所の床レベル

台所の床レベルは床上の他の室と同じレベルにする。

④洋室の床レベル

洋室化する場合、その床レベルを隣接する和室と同じにする。

これらのバリアの解消は、あらためて指摘するまでもなく、これまでに多くの研究で検討されてきた方法で既に一般的なものである。技術的にも十分に対応できるものである。

6.3 技術のみで解消・改善できないバリア

技術のみでは、解決できないバリアとして以下のものがある。

①上り框の高さ

上り框の高さは、家の格式と直接結びついている、と考えられており、低くする事は難しく、高齢者の精神的な支えともいえるものになっているため、低くすべきではない。そのため、クチノマ、台所と土間の間に大きな段差が生じる。この段差は、少なくとも、台所側に一畳程度の中段（式台）を設ける必要がある。さらに、それ

でも身体的負担が感じられたり、危険を感じる場合は、台所に設置される勝手口・裏口にスロープを設け段差解消するか、土間に段差解消器を設置する。

②縁側

畳を敷くことのある縁側の段差は解消しにくい。常時畳を設置するか、板張りの床を和室と同レベルにし、畳を敷く必要が生じた場合は莫蔭などで対応するなどの方法がある。

6.4 今後の住宅の平面構成の考え方

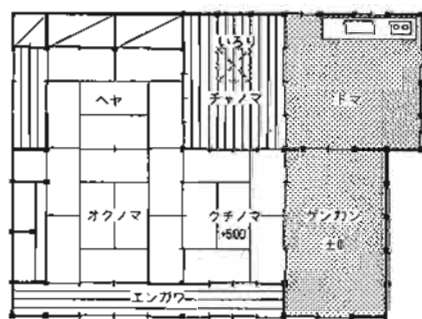
平面構成上、以下の点を考慮した住宅が望まれている（図6-1）。

①便所・浴室の屋内化・床上化と住宅内の位置

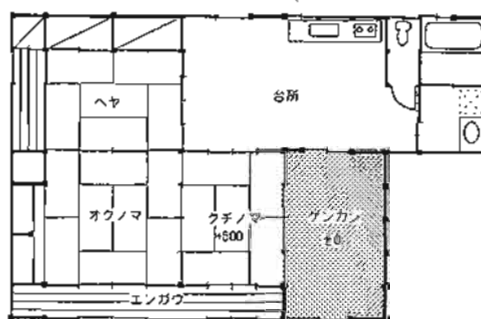
便所・浴室は屋内化し、床上の他の室と同じ床レベルとすることが望まれる。可能であれば、高齢者の寝室に近い方が良い。

②高齢者寝室の配置と個室化

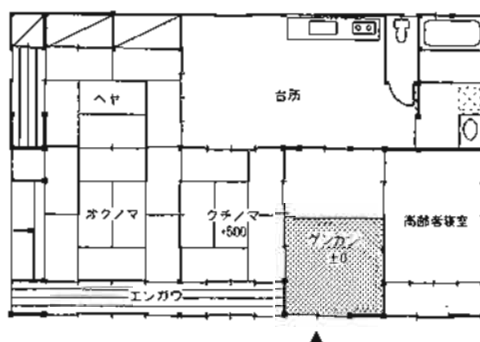
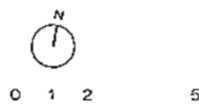
これまでみてきた内容からは、高齢者が家事を行うことができる間は、第2世代の同居は考えられていない、ということになる。住宅の家長が、母屋に住まう、ことが当然で、婚姻した複数の世代が同居する可能性は現在のところない。しかし、高齢者が介護が必要になったときには、高齢者の寝室を移す形で第2世代は母屋での就寝となる。つまり、イエを後継者に譲ることが同時に行われる、といえる。このときの高齢者の寝室は、伝統的



現状図



第一段階改修図(高齢者自立)



第二段階改修図(高齢者要介護)/改善住宅案

図6-1 住宅改修の提案と改善住宅案

な四つ間型の住宅には存在せず、増築あるいは、土間部分への増設が必要になる。この場合、高齢者の屋外へのアクセスと居住性を高める必要があることは言うまでもない。

また、現在連続している寝室と居間・食事室は、自立期にある高齢者の場合、家族間のプライバシーの問題からも互いに独立させる必要がある。すなわち、高齢者室へのアクセスのために、マエ側の2室との間に廊下を設ける必要がある。中廊下型にすれば、便所・浴室は高齢者寝室の近くにつくることが可能である。

このように高齢化にともない、自立期と介護期の二段階の考え方が必要となる。

③連続する和室（オクノマ・クチノマ）

連続する和室は、住宅の格や住宅の重要な機能である、と認識されている。大きな室を持つことが、高齢者の生活上のバリアになっている訳ではない。この室は稽古事・習い事の重要な拠点としての利用も可能であり、室の有効利用という点からも重要である。

<注>

- 1) 2020年には26.9%、ピーク時の2049年には32.3%にまで上昇すると、国立社会保障・人口問題研究所は予測している。
- 2) 平成9年度高齢者の地域社会への参加に関する意識調査、内閣府政策統括官高齢社会担当の高齢者の社会活動の項目の中で、本研究で「稽古事・習い事」にあたる項目（趣味のサークル・団体、健康・スポーツのサークル・団体、学習・教養のサークル・団体）への参加者は、平成10年にはそれぞれ17.1%、18.3%、6.4%となっており、同調査の平成5年調査17.9%、18.9%、4.7%、昭和63年調査11.5%、16.4%、2.8%に比べ増加している。
- 3) 丹波型住宅は、一般的には播磨型として分類されている。播磨型住宅の特徴は、整形四間取りで、近世初頭に成立したものである（兵庫県教育委員会、兵庫の民家、1969）。一方丹波では、摂丹型と呼ばれる前座敷三間取りの住宅が中世に成立している（平山育男、近畿農村の住まい、INAX ALBUM 29、1994）。今田地区の住宅は整形四間取りの平面を有しているが、前2室の使われ方などにこの前座敷三間取りの影響を受けている可能性があるとの指摘もあるため、本研究では丹波型とした。

- 4) 今田地区を除く篠山市全域でのアンケート結果との比較では、ほとんど差異がみられないが、今田地区を除く篠山市全域では、住宅改修が行われている住宅の比率が若干高く（51.2%）、その改修箇所は浴室・洗面（29.8%）、便所（27.3%）、台所（22.7%）となっており、今田地区が、浴室・洗面（22.4%）、便所（40.3%）、台所（14.9%）となっている点が異なっている。これらは、高齢者との同居・非同居に関係せず、最近、下水道の供用が開始された今田地区では、便所の改修が盛んに行われているなど、下水道の供用時期との関連が強いものと考えられる。また、これらの結果からは、今田地区は周辺の農村部と同様の状況にあり、特異な地域ではないことがわかる。
- 5) 上田博之：三田ニュータウンにおける地域生活文化施設の利用動向と協同施設の支持傾向について—<協同>概念からみた地域施設計画に関する研究 その2—、地域施設計画研究、14、pp.101-106、日本建築学会、1996.7
Hiroyuki UEDA : Study on the Concept and Method of Making Use of Housing as Community Institutions in JAPAN, How to House a Nation: the challenge for the XXIst Century, Vol.3, pp.1272-1283, International Association for Housing Science, USA/TURKEY, 1996 などの研究
- 6) アンケート項目から、建設年代が60年以上の木造住宅であり、建設当初の住宅が茅葺き屋根であり四間取りのプランを有する、台所が土間にある、便所が屋外・別棟の住宅であったことが読みとることができるものを伝統的住宅とした。一部、建設年代については、さらに新しいものでも、その他の条件を満たすものは、伝統的住宅としている
- 7) アンケート項目から、木造住宅であり、オクノマ、クチノマにあたる2つの続き間の座敷があること、台所と玄関との関連があり土間の台所の床上げと同一の配置をとることが読みとることができるもの、を伝統継承住宅とした。
- 8) 伝統的住宅、伝統継承住宅に分類できない住宅で、最近のnLDK型などの住宅を非伝統的住宅とした。
- 9) 築年数については、居住者へのインタビューにもとづいたものであるが、100年を超える、と答えているものには、信頼性がないと、といわざるを得ない。居住者が生まれた頃にはあった、と考えざるを得ないが、本研究は、これらの正確な年代について論じるものではないことから、インタビューで得られたものを記載している。

<研究協力者>

杉尾 吉弘	篠山市今田町商工会	事務局長
石田 雅士	大阪市立大学大学院	院生
清水 孝浩	大阪市立大学大学院	院生
永山 鉄郎	当時、大阪市立大学大学院	院生
風戸 拓大	当時、大阪市立大学大学院	院生
藤本 和宏	当時、大阪市立大学	学生